

令和7年10月27日

鹿嶋市長 田口伸一様

鹿嶋市指定管理者選定審議会  
会長 平石正

公の施設の指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和7年10月15日付け鹿DX諮問第1号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり意見を添えて答申します。

記

1 審議結果

条例第5条の規定によるもの

公の施設の名称	申請者	審議結果
ウェルポート鹿嶋の郷 ・鹿嶋市特別養護老人ホーム ・鹿嶋市デイサービスセンター	社会福祉法人 鹿嶋市社会福祉協議会	指定管理者として 適当である。
鹿嶋市総合福祉センター ・老人福祉センター ・シルバーワークプラザ	社会福祉法人 鹿嶋市社会福祉協議会	指定管理者として 適当である。
鹿嶋市どきどきセンター	公益財団法人 鹿嶋市文化スポーツ振興事業団	指定管理者として 適当である。
高正U&Iセンターホール（鹿嶋勤労文化会館）	公益財団法人 鹿嶋市文化スポーツ振興事業団	指定管理者として 適当である。

## 2 審議の経過

本審議会は、令和8年度以降における公の施設の指定管理者の候補者選定に当たり、諮問を受けた上記施設について、市の方針並びに指定管理者制度の趣旨を踏まえ、市民あるいは施設利用者という視点で率直な意見を交換しながら、慎重な審議を行いました。

今回の審議対象施設については、いずれの施設も申請者が1者となったことから、「当該団体が対象施設における指定管理者として適當か」について、申請者から提出された指定管理者指定申請書の精査と併せ、施設所管課から施設の概要及び管理運営状況等の説明並びに申請者から申請内容の説明を受けた後、それぞれ質疑を行い、「指定管理者選定基準表」に基づき総合審査方式にて厳正な審査を行いました。

### ○質疑について

#### (1) ウェルポート鹿嶋の郷（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター）

入所定員と市民優先、黒字化の要因、内部留保、指定管理者制度を導入するメリットについて質疑がありました。

#### (2) 鹿嶋市総合福祉センター（老人福祉センター、シルバーワークプラザ）

指定管理料の大幅な減少、支出項目の内訳、施設の名称と一般利用の周知方法、相談業務の今後の体制、地域の福祉活動、送迎バスの廃止について質疑がありました。

#### (3) 鹿嶋市どきどきセンター、高正U&Iセンターホール（鹿嶋勤労文化会館）

どきどきセンターの財務、事業団の活動全般、どきどきセンターの収藏能力について質疑がありました。

## 3 指定管理者の候補者選定について

#### (1) ウェルポート鹿嶋の郷（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター）

申請者は、コロナ禍の影響による赤字経営という厳しい状況から、給食の直営化といった具体的な改善策を実行し、黒字へと転換させた実績は高く評価できます。また、利用者本位の質の高いサービス提供も実践されており、利用者アンケートで極めて高い満足度を得ていることからも、現場の努力がうかがえます。さらに、施設の管理運営に留まらず、地域福祉の拠点としての役割を積極的に果たしており、安定的かつ質の高い施設運営が今後も期待できると判断します。

## (2) 鹿嶋市総合福祉センター（老人福祉センター、シルバーワークプラザ）

申請者は、当施設が高齢者向け施設から広く一般市民の交流拠点へと転換する重要な時期において、その役割の変化を深く理解し、子どもや障がいのある方を含む新たな利用者層の開拓に意欲を示しています。長年の運営実績と地域福祉の中核を担う団体としての知見を活かし、この変革期を円滑に乗り越え、市民のための新たなコミュニティ拠点として施設の運営をすると判断します。

## (3) 鹿嶋市どきどきセンター、高正 U&I センターホール（鹿嶋勤労文化会館）

申請者は、20年にわたる豊富な経験と安定した運営実績に加え、利用者ニーズに応じた月曜開館といった柔軟なサービス改善や、YouTube を活用したデジタル発信など、創意工夫に富んだ事業展開は特筆に値します。これらの実績から、今後も市の文化振興と郷土教育の中核を担う存在として、質の高い施設運営が期待できると判断します。

以上のことから、本審議会は、審議対象施設すべての申請者を指定管理者の候補者として、適当であると認めます。

## 4 審議会からの付帯意見

### (1) ウェルポート鹿嶋の郷（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター）

- ・利用者の高齢化や重度化が進む中で、職員の研修や勉強会の実施を積極的に取り入れており大いに評価できる。
- ・経営、運営に対するシビアな努力が感じられた。指定管理者として適任である。
- ・デイサービスの定員増、給食の直営での改善など、黒字運営に向けての努力がうかがえる。
- ・災害時における取組も強化されているので、指定管理者として妥当であると判断する。
- ・しっかりと管理運営されていると感じる。

### (2) 鹿嶋市総合福祉センター（老人福祉センター、シルバーワークプラザ）

- ・新しい利活用について、模索・研究していただき、よりよい地域活動につながることを期待している。
- ・高齢者に特化した運営ではなくなるため、細かい部分で調整が必要になると感じた。高齢者以外の利用促進をしっかりとやっていっていただきたい。
- ・R8年度から高齢者に限らず、子どもや障がいのある方との積極的な連携やボランティアとの連携を考えており、地域コミュニティの拡大につながると期待できる。

- ・担い手不足等の課題に直面しつつも広く市民へのサービス提供を継続していく意欲が感じられ、指定管理者として適任である。

(3) 鹿嶋市どきどきセンター、高正U&Iセンターホール（鹿嶋勤労文化会館）

- ・施設の利用促進に向けて、月曜日を開館したり、夏季休暇など子供たちが利用し易い環境づくりに努力されている。今後も期待したい。
- ・月曜日開館、夜間の縮小など効率よく運営されている。
- ・どきどきセンターは、各種事業を拡大されているので、今後の活動に期待している。
- ・公金使途のあり方としてそもそも指定管理でやるべきかの疑問もあったが、厳しい財務実情の中、唯一の担い手としての運営の工夫や意欲も見られ、指定管理者として適当である。
- ・どきどきセンターでは、YouTubeチャンネル開設し、デジタルコンテンツにおける文化財の普及事業を実施するなど新しい工夫が見られ、今後大いに期待できる。